

早稲田大学IPS・北九州コンソーシアム 規約

(名称)

第1条 本団体は、早稲田大学IPS・北九州コンソーシアム（Waseda University IPS Kitakyushu Consortium ; 以下「コンソーシアム」という）と称する。

(目的)

第2条

産業界、自治体等と、早稲田大学大学院情報生産システム研究科との連携体制を構築し、極めて実践的な人材育成と、地域や産業と一体となった教育研究活動を展開することにより、今後の我が国、および、アジアを中心とする国・地域の発展のために大きく寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムおよびその会員は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 講演会・各種セミナー等の開催
- 二 早稲田大学の関係する学会活動への参加
- 三 早稲田大学と連携したプロジェクト研究の実施
- 四 早稲田大学北九州キャンパスでの研究室開設による早稲田大学および会員間の連携活動
- 五 早稲田大学の教育・研究活動への参画
- 六 その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 コンソーシアムの会員は、第2条に規定する目的に賛同し、入会の承認を受けた企業・団体等とする。

(会員の入退会)

第5条 コンソーシアムに入会を希望する者は、所定の様式により入会申込書を事務局に提出し、会長の承認を得るものとする。

2 会員が退会を希望する場合は、所定の様式により退会申込書を事務局に提出するものとする。

(会費)

第6条 コンソーシアムの会費は無料とする。ただし、会員がコンソーシアムの事業への参加にあたって生じる経費については、個別に定めるものとする。

(役員)

第7条 コンソーシアムに次の役員をおく。

- 一 会長 1名
 - 二 理事 若干名
 - 三 監事 若干名
- 2 会長は、早稲田大学大学院情報生産システム研究科長の職にある者をもって充てる。
 - 3 理事および監事は、会長の推薦した者につき、次条に規定する総会において選任する。
 - 4 会長は、コンソーシアムを代表し、その会務を総括する。
 - 5 役員は、理事会の構成員としてその役割を担う。
 - 6 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(顧問)

第8条 コンソーシアムの運営に関し助言を得るために、顧問を若干名おくことができる。

2 顧問への就任は、会長の推薦に基づき、総会の議を経て決定する。

3 顧問の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(総会)

第9条 総会はコンソーシアム会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、かつ議長を務める。

3 総会は、委任状を含む二分の一以上の出席がなければ開催することができない。

4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会は、コンソーシアムの設立および解散を議決するほか、次の事項を議決する。

一 本規約の改正

二 会長を除く役員の選任

三 その他コンソーシアムの運営に関して重要な事項

6 第4項本文の規定にかかわらず、コンソーシアムの解散を議決するときは、出席した会員の三分の二以上の同意を要するものとする。

7 会長は、会員の三分の二以上の申し出があるときは、総会を招集しなければならない。

(理事会)

第10条 理事会は、役員をもって構成する。

2 理事会は、会長が招集し、かつ議長を務める。

3 理事会は、委任状を含む二分の一以上の出席がなければ開催することができない。

4 理事会の議事は、出席した役員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事会は、次の事項を議決する。

一 総会の議決した事項の執行に関する事項

二 総会に付議すべき事項

三 その他総会議決を要しない活動の執行に関する事項

(事業年度)

第10条の2 コンソーシアムの事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 コンソーシアムの事務局は早稲田大学大学院情報生産システム研究科内に置く。

〒808-0135

福岡県北九州市若松区ひびきの2-7 早稲田大学大学院情報生産システム研究科

(雑則)

第12条 本規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定める。

附 則

この規約は、2017年1月11日から施行する。

附 則

この規約は、2018年4月20日から施行する。

附 則

この規約は、2022年6月3日から施行する。